

令和3年度 固定資産税

償却資産申告の手引

日頃より、本市税務行政にご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

償却資産については申告制度がとられており、毎年1月1日現在の償却資産の状況について申告していただく義務があります。(地方税法第383条 固定資産の申告)

この「申告の手引き」をもとに、令和3年1月1日現在の償却資産の状況について申告書を作成し、期限までに提出していただきますようお願いいたします。

1 提出期限 **令和3年2月1日(月)**

※提出方法は、「**窓口への持参**」「**郵送**」「**電子申告**」のいずれかです。

2 提出書類 ①**償却資産申告書** ②**種類別明細書**

※記載例は手引の最終ページをご参照ください。

※**初めて申告書を提出される方は、確定申告の際に税務署へ提出される減価償却資産内訳・明細書(写し)、又は減価償却費の計算書(写し)、固定資産台帳(写し)等の資産がわかる書類を必ず添付し提出ください。**

3 提出先 〒843-8639 武雄市武雄町大字昭和12番地10 武雄市役所 税務課 資産税係 償却資産担当(本庁1階) 電話：(0954) 23-9220 FAX：(0954) 27-7103

※今回から申告書の控えは同封いたしませんので、郵送で提出される方で、控えが必要な方は各自コピーをお取りください。また、申告書に受付印が必要な方は、宛先を記入し、切手を貼った返信用封筒を必ず同封してください。

4 注意事項

- 前年度と比較し、『資産の増減がない』場合も、「**償却資産申告書**」「**種類別明細書**」は必ず提出し申告してください。
- 償却資産をお持ちでない場合や廃業、事業継承、市外転出等があった場合もその旨を申告書の備考欄に記入し、必ず申告してください。

《目次》

1	償却資産とは	
	(1) 償却資産とは	3ページ
	(2) 資産の種類ごとの主な償却資産	3ページ
	(3) 業種別の主な償却資産	4ページ
2	償却資産の申告について	
	(1) 申告が必要な方	5ページ
	(2) 申告の対象となる資産・対象とならない資産	5ページ
	(3) リース資産について	5ページ
	(4) 国税との主な違い	6ページ
3	申告の方法について	
	(1) 一般方式	7ページ
	(2) 電算処理方式	7ページ
4	税額等について	
	(1) 評価額の算出方法	8ページ
	(2) 税額の算出方法	9ページ
	(3) 免税点および納税	9ページ
5	課税標準の特例及び非課税等	
	(1) 課税標準の特例が適用される資産	10ページ
	(2) 非課税となる資産	10ページ
	(3) 減免が適用される資産	10ページ
6	建物附属設備・特定附帯設備の取扱いについて	
	(1) 自己所有家屋に取り付けた建物附属設備	11ページ
	(2) 賃貸人が取り付けた特定附帯設備	11ページ
	(3) 家屋と償却資産の区分表	12ページ
	◆償却資産申告書の記入例	最終ページ
	◆種類別明細書の記入例	最終ページ

1 償却資産とは

(1) 償却資産とは

会社や個人で工場や商店などを経営されている方、駐車場やアパートなどを貸し付けられている方、農業、林業等を営まれている方が、**その事業のために用いている構築物・機械・工具・器具・備品等を償却資産**といい、**土地、家屋と同じように固定資産税が課税されます。**

(2) 資産の種類ごとの主な償却資産

下記の表は償却資産の対象となる主な資産の例示です。

資産の種類		対象となる主な償却資産の例示
1 構築物	構築物	駐車場舗装【アスファルト(10)、コンクリート(15)】、屋上看板等の広告設備(20)、門(15)、塀(15)、金属製フェンス(10)、緑化設備(20)、外溝工事(30)、金属製ビニールハウス(14)など
	建物付属設備	受・変電設備(15)、自家発電設備(15)、テナント内部造作(10)など ※詳しくは、「6 建物付属設備・特定附帯設備の取扱いについて」P.11をご参照ください。
2	機械及び装置	管理機(7)、播種機(7)、乾燥機(7)、バインダー(7)、ハーベスター(7)、ロータリーカルチ(7)、歩行型耕運機(7)、ドライブハロー(7)、ステアローダー(7)、ロールベラー(7)、ブルドーザー、パワーショベル等の建設機械に該当する大型特殊自動車(ナンバープレートの分類番号が「0」「00～09及び000～099」)(6)、製茶製造設備(10)、ガソリンスタンド設備(8)、クリーニング設備(13)、太陽光発電設備(17)など
5	車両及び運搬具	フォークリフト等の大型特殊自動車(ナンバープレートの分類番号が「9」「90～99及び900～999」)(4) ※自動車税や軽自動車税の対象となる車両は除きます。 ※乗用型のトラクター、コンバイン、耕運機等で最高時速35km/h未満のものは軽自動車税の対象となるため除きます。
6	工具器具及び備品	事務机(15)、事務椅子(15)、応接セット(8)、ロッカー(15)、陳列ケース(6)、パソコン(4)、キャビネット(15)、電話(6)、プリンター(5)、エアコン(6)、厨房用機器(6)、冷凍・冷蔵庫(4)、ガス給湯器等ガス機器(6)、テレビ(5)、レジ(5)、放送機器(6)、音響機器(5)、室内装飾品(8)、じゅうたん・カーテン(3)、自動販売機(5)、広告看板(3)、理容・美容機器(5)、娯楽機器(5)、生物(観賞用、興行用に用いる生物に限る)(8)など

※()の中の数字は、各資産の耐用年数を示しています。ただし、資産によっては異なる場合があります。所得税や法人税、市・県民税で申告される耐用年数と同じになります。

(3) 業種別の主な償却資産

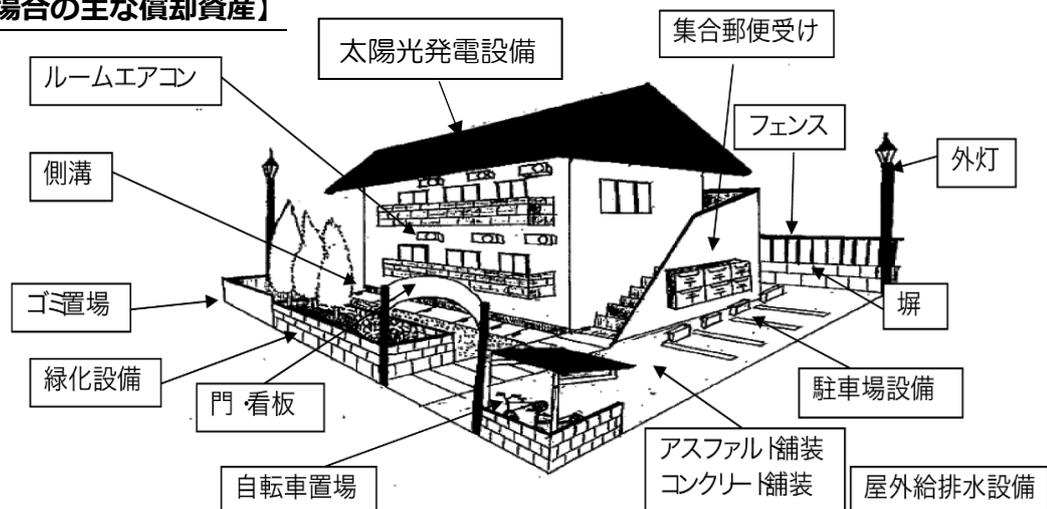
償却資産を「業種」別に例示しますと次のとおりです。

業種名	主な償却資産の内容
共通	事務机(15)、事務椅子(15)、応接セット(8)、ロッカー(15)、キャビネット(15)、金庫(20)、タイムレコーダー(5)、レジスター(5)、コピー機(5)、エアコン(6)、パソコン(4)、サーバー(5)、LAN配線(10)、看板(10)、受変電設備(15) その他
飲食業	食卓(5)、椅子(5)、厨房用品(6)、カラオケ(5)、冷蔵庫(4) その他
理・美容業	理・美容椅子(5)、消毒殺菌器(5)、タオル蒸器(5)、パーマ器(5)、サインポール(3)、湯沸かし器(6) その他
クリーニング業	洗濯機(13)、脱水機(13)、ドライ機(13)、プレス(13)、給排水設備(15) その他
小売業 食肉鮮魚販売業	冷凍機(9)、肉切断機(9)、挽肉機(9)、電子秤(5)、冷蔵ストッカー(4)、陳列ケース(6)、冷蔵庫(4)、自動販売機(5) その他
加工・修理業	旋盤(10)、ボール盤(10)、スライス盤(10)、測定工具(5)、検査工具(5)、工業用水道(15) その他
農業	脱穀機(7)、ロールベアラー(7)、乾燥機(7)、ドライブハロー(7)、歩行型耕運機(7)、ロータリーカルチ(7)、播種機(7)、ハーベスター(7)、ビニールハウス【基礎有・金属製のもの(14) 基礎なし・金属製のもの(10)】 その他
不動産貸付業	駐車場舗装【アスファルト(10)、コンクリート(15)】、金属造フェンス(10)、コンクリート造の塀(15)、緑化施設(植木等)(20)、太陽光発電設備(17) その他

【例：アパート等を建てられた場合の主な償却資産】

※税務会計上は、すべてを建物本体に含めて減価償却していても、固定資産税の家屋の評価に含められない建築設備や外構工事は、償却資産の申告対象となります。

※右に示すものは償却資産の申告対象となります。



【太陽光発電設備について】

太陽光発電設備も償却資産に該当し、申告の対象になる場合があります。下記の課税対象区分を参考にご確認ください。

	発電方法	
	10 kW 以下の発電設備 (余剰売電)	10 kW 以上の発電設備 (余剰売電・全量売電)
個人(居宅用)	売電するための事業用資産とならないため、 課税の対象になりません。	売電するための事業用資産となるため、 課税の対象になります。
個人(事業用)	個人であっても事業の用に供している資産については、発電出力量や売電方法に関わらず、 課税の対象になります。	
法人		

2 償却資産の申告について

(1) 申告が必要な方

令和3年1月1日現在、武雄市内に償却資産を所有している法人や個人の方で、次に掲げる方も申告が必要になります。

- ・ 償却資産を他に賃貸している方
- ・ 割賦購入資産については、完済していなくても、資産を事業用に使用している買主の方
- ・ 償却資産の所有者がわからない場合は、使用されている方
- ・ 償却資産を共有で所有されている方

(2) 申告の対象となる資産・対象とならない資産

	申告の対象となる資産	申告の対象とならない資産
自動車の区分	・ 大型特殊自動車	・ 自動車税および軽自動車税の対象となるもの
償却方法と取得価額による区分	・ 租税特別措置法の規定による 中小企業者等の少額資産の損金算入特例(措法第28条の2又は第67条の5) を適用した資産 ・ 取得価格が20万円未満の資産であっても 個別償却している資産	・ 使用可能期間が1年未満又は取得価格が10万円未満で 一時に損金算入しているもの ・ 取得価格が20万円未満の資産を税務会計上 3年間で一括償却しているもの
家屋との区分 (P. 12 区分表を参照してください)	・ 単に移動を防止する程度に家屋に取り付けられたもの又は独立した機器としての性格が強いもの	家屋の所有者が所有し、家屋と構造上一体となって家屋の効用を高める電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備、消火設備、空調設備など
その他	・ 決算期以後1月1日までの間に取得された資産 ・ 建設仮勘定で経理されている資産 ・ 簿外資産 (会社の帳簿に記載されていない資産) ・ 償却済資産 (減価償却を終えた資産) ・ 遊休資産 (稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産) ・ 未稼働資産 (すでに完成しているが、いまだ稼働していない資産)	・ 無形減価償却資産 (鉱業権、ソフトウェア、意匠権、商標権など)

(3) リース資産について

リース資産は契約の内容により、資産を貸している方が申告対象になる場合と、実際に資産を借りて事業をしている方が申告対象になる場合があります。

詳しくは、以下の表のとおりです。

リース契約の内容	資産を借りている方	資産を貸している方
通常の賃貸借契約によるリース資産 (所有権移転外リース等)	× (申告不要)	○ (資産貸出先の市町村へ申告)
売買にあたるようなリース資産 (ファイナンスリース等)	○ (自己資産として申告必要)	× (申告不要)

- 平成19年度の税制改正により平成20年4月1日以降に締結した所有権移転外リースについては、所得税・法人税における所得の計算上、原則として売買に準じた方法により借主が減価償却を行うものとされましたが、償却資産においては従前とおり所有者である賃貸人(リース会社等)が当該資産を申告する必要があります。
- ファイナンスリース取引にかかるリース資産（法人税法第64条の2第1項・所得税法第67条の2第1項）について、所有者の取得価格が20万円未満である場合は、償却資産の申告対象外となります。

【償却方法と取得価額による申告対象の一覧表】

償却方法	取得価格			
	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
少額資産の損金算入特例 (中小企業等特例)	申告対象			
個別減価償却	申告対象			
一時損金算入	申告対象外			
3年一括償却	申告対象外			
リース資産 (ファイナンスリース)	申告対象外		申告対象	

(4) 国税との主な違い

償却資産に対する課税について、国税と比較すると次のとおりです。

項目	固定資産税の取り扱い	国税の取り扱い
償却計算の期間	暦年(賦課期日制度)	事業年度
減価(償却)の方法	一般の資産は定率法を適用	建物以外の一般の資産は、定額法・定率法の選択制
前年中の新規取得資産	半年償却(1/2)	月割償却
圧縮記帳の制度	認められません (圧縮前の取得価額で申告)	認めている
特別償却、割増償却 (租税特別措置法)	認められません	認めている
増加償却 (所得税、法人税)	認められます	認めている
評価額の最低限度	取得価格の100分の5	備忘価格(1円)まで
改良費(資本的支出)	区分評価 (改良を加えられた資産と改良費を区分して評価)	原則区分、一部合算も可能

4 税額等について

(1) 評価額の算出方法

令和3年1月1日現在の所有資産について、資産一品ごとに取得年月、取得価額及び耐用年数に基づき評価額を算定します。

※償却資産の取得価額とは、原則として次によるものとされています。

- ・購入した償却資産については、その購入代価（付帯費の額を含む）
- ・自己の製作等に係る償却資産については、そのために要した原材料費、労務費および経費等の額（付帯費の額を含む）
- ・補助金等により償却資産を取得した場合は、その補助金額を含んだ額
- ・税込経理方式の場合は消費税込みの額で、税抜経理方式の場合は消費税抜きの額
- ・1月1日取得の資産については、その前年の12月を取得年月とします。

評価額の計算方法は次のとおりです。

前年中に取得した資産	取得価額 × (1 - r × 1/2)
前年前に取得した資産	前年度評価額 × (1 - r)

※ r …耐用年数に応じた減価率 1 - r …減価残存率

耐用年数による減価率表							
耐用年数	減価率	耐用年数	減価率	耐用年数	減価率	耐用年数	減価率
2	0.684	18	0.120	34	0.066	50	0.045
3	0.536	19	0.114	35	0.064	51	0.044
4	0.438	20	0.109	36	0.062	52	0.043
5	0.369	21	0.104	37	0.060	53	0.043
6	0.319	22	0.099	38	0.059	54	0.042
7	0.280	23	0.095	39	0.057	55	0.041
8	0.250	24	0.092	40	0.056		
9	0.226	25	0.088	41	0.055		
10	0.206	26	0.085	42	0.053		
11	0.189	27	0.082	43	0.052		
12	0.175	28	0.079	44	0.051		
13	0.162	29	0.076	45	0.050		
14	0.152	30	0.074	46	0.049		
15	0.142	31	0.072	47	0.048		
16	0.134	32	0.069	48	0.047		
17	0.127	33	0.067	49	0.046		

※固定資産税評価基準の別表第15「耐用年数に応ずる減価率表」からの抜粋

【計算例】

取得価額 1,500,000 円、取得時期令和 2 年 7 月、耐用年数 4 年の資産の場合

$$\frac{\text{取得価額} \times (1 - r \times 1/2)}{1}$$

$$1,500,000 \times (1 - 0.438 \times 1/2) = 1,171,500 \text{ (令和 3 年度評価額)}$$

※翌年度以降の評価額

$$1,171,500 \times (1 - 0.438) = 658,383 \text{ (令和 4 年度評価額)}$$

$$658,383 \times (1 - 0.438) = 370,011 \text{ (令和 5 年度評価額)}$$

$$370,011 \times (1 - 0.438) = 207,946 \text{ (令和 6 年度評価額)}$$

$$207,946 \times (1 - 0.438) = 116,865 \text{ (令和 7 年度評価額)}$$

$$116,865 \times (1 - 0.438) = \underline{65,678} < 75,000$$

上記の計算上では令和 8 年度の評価額は、
65,678 円となりますが、**固定資産税上の最低
限度額は取得価額の 5 %**と定められている為、
1,500,000×5%=75,000 が **令和 8 年度以降
の評価額**となります。

75,000 (令和 8 年度以降の評価額)

(2) 税額の算出方法

お持ちの資産すべての評価額を合算し、1,000 円未満を切り捨てたもの（課税標準額）に税率 1.48%を乗じます。算出した金額の 100 円未満を切り捨てたものが税額となります。

税 額
(100 円未満切捨)

=

課 税 標 準 額
(1,000 円未満切捨)

×

税 率
(1.48%)

(3) 免税点および納税

免 税 点 : **課税標準額が 150 万円未満の場合は課税されません。**

納 税 : 固定資産税として毎年 6 月～翌年 3 月までの 10 回に分けて納付してください。

5 課税標準の特例及び非課税等

(1) 課税標準の特例が適用される資産

地方税法第 349 条の 3 及び同法附則第 15 条に規定する一定の要件を備えた償却資産については、課税標準額の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。

該当する償却資産を所有する方は、その旨を証する書類の写しを添えて申告してください。

(2) 非課税となる資産

地方税法第 348 条及び同法附則第 14 条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が非課税となります。

武雄市税条例第 56 条ないし第 58 条の 2 の条文に基づき非課税申告書に添付書類を添えて提出してください。

(例) 国・県・市に無償貸与している公用又は公共用の資産、宗教法人の宗教施設等

※非課税該当の償却資産も台帳に登録する必要がありますので必ず申告をお願いいたします。

(3) 減免が適用される資産

天災などにより被害を受けられた場合など、地方税法第 367 条の規定に基づき、武雄市税条例第 71 条、同条例施行規則第 8 条に規定する要件に該当する償却資産は、所有者の申請により固定資産税の全部又は一部が減免されます。詳しくは税務課までお問合せください。

◆◆ご注意ください◆◆

正当な理由がなく申告をされなかった場合は、地方税法第 386 条の規定により過料を科されるほか、虚偽の申告であった場合には、同法第 385 条の規定により 1 年以下の懲役、又は 50 万円以下の罰金を科されることがありますのでご注意ください。

◆◆調査へのご協力のお願い◆◆

申告いただいた内容が適正であることを確認するために、所得税又は法人税に関する書類の閲覧（地方税法第 354 条の 2）や実地調査（同法第 408 条）を行い申告内容等についてお問い合わせすることがありますので、ご協力をお願いいたします。

上記の調査に伴い、資産の申告漏れ等が判明した場合は、申告内容の修正をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

6 建物附属設備・特定附帯設備の取扱いについて

(1) 自己所有家屋に取り付けた建物附属設備

ア 建物附属設備の家屋と償却資産の区分

自己所有家屋に取り付けた建物附属設備は、固定資産税の取扱い上、家屋と償却資産に区分して課税されます。詳しくは次ページの区分表を参照してください。

イ 特定の生産又は業務用の設備等の取扱い

特定の生産活動を行うために必要な動力源、熱源、水処理、汚水処理、冷却、として用いられるボイラー、動力配線・配管、コンセント、ガス配管、給排水配管、給排気設備、エアー配管、油配管、照明設備等及びその附属設備は、償却資産となります。

例えば、工場内で製造用機械を動かすための動力配管設備、ガスバーナー用のガス配管、工業用水道配管や汚水配管、精密機械工場内の空調設備や集塵設備、熱処理用のボイラー設備、コンピュータ室(人が作業することが想定されない部屋)に設置されている大型コンピュータを冷却するための専用空調設備等が該当します。

ただし、事務室の照明用電気配管や生活用の上下水道配管、冷暖房用空調配管、ガス配管等は家屋の評価対象となります。

(2) 賃借人等の方が取り付けた内装、造作、建築設備等の資産(特定附帯設備)

賃貸ビルなどを借り受けて事業をされている方(テナントの方)が自らの事業を営むために取り付けた電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備等や外壁、内壁、天井、床等の仕上げ及び建具、配線・配管等のことを特定附帯設備といいます。

特定附帯設備は、地方税法第 343 条第 9 項及び武雄市税条例第 54 条第 7 項の規定により、テナントの方が償却資産として申告してください。

(3) 建物附属設備の家屋と償却資産の区分表

設備の種類	設備等の分類	設備等の内容	事業家屋の所有区分			
			自己所有		借家	
			家屋	償却	償却	
外構工事	外構工事	工事一式(門・塀・緑化施設等)		◎	◎	
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○		◎	
電気設備	受変電設備	設備一式		◎	◎	
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎	◎	
	中央監視設備	設備一式		◎	◎	
	電灯コンセント設備	屋外設備一式		◎	◎	
	照明器具設備	屋内設備一式	○		◎	
	電力引込設備	引込工事		◎	◎	
	動力配線設備		特定の生産又は業務用設備		◎	◎
			上記以外の設備	○		◎
	電話設備		電話機、交換機等の機器		◎	◎
			配管・配線、端子盤等	○		◎
	LAN 設備		設備一式		◎	◎
	放送 拡声設備		マイク、スピーカー、アンプ等の機器		◎	◎
			配管・配線等	○		◎
	監視カメラ (ITV)設備		受像機(テレビ)、カメラ、録画装置等の機器		◎	◎
			配管・配線等	○		◎
避雷設備		設備一式	○		◎	
火災報知設備		設備一式	○		◎	
給排水 衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎	◎	
		屋内の配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○		◎	
	給湯設備	局所式給湯設備(電気温水器・湯沸器用)		◎	◎	
		局所式給湯設備(ユニットバス用、床暖房用等)	○		◎	
	ガス設備	屋外設備、引込設備、特定の生産又は業務用設備		◎	◎	
		屋内の配管等	○		◎	
衛生設備		設備一式(洗面器、大小便器等)	○		◎	
消火設備		消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等		◎	◎	
		消火栓設備、スプリンクラー設備等	○		◎	
空調設備	空調設備	ルームエアコン(壁掛型)、特定の生産又は業務用設備		◎	◎	
		上記以外の設備	○		◎	
	換気設備	特定の生産又は業務用設備		◎	◎	
		上記以外の設備	○		◎	
その他の 設備等	運搬設備	工業用ベルトコンベア、垂直搬送機		◎	◎	
		エレベーター、エスカレーター、小荷物用専用昇降機(ガムワーター)等	○		◎	
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備(飲食店・ホテル・百貨店等)、寮・病院・社員食堂等の厨房設備		◎	◎	
		上記以外の設備	○		◎	
その他の設備		冷凍・冷蔵倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、サイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切(衝立)、機械式駐車設備(タンテーブル含む)、駐輪設備、ゴミ処理設備、メルボックス、カーテン・ブラインド等		◎	◎	